

Close up 1

「愛の鞭^{ムチ}ゼロ作戦」を推進しています

「子どもを健やかに育むために『愛の鞭ゼロ作戦』が、厚生労働省により推進されています。市でも、子育て中やこれから子育てをする人が、体罰や暴言にやらない子育てをできるように、子育て相談や出前講座などを行っています。

子育て支援課
☎21-1766
FAX27-0752

●体罰や暴言の「愛の鞭」をなくしましょう！

しつけのつもりで、叩いたり怒鳴ったりする「愛の鞭」は、いつの間にか「虐待」へとエスカレートしてしまふことがあります。市でも体罰や暴言への悩み相談や通告は全国と同じで、増加傾向にあります。子どもへの「愛の鞭」はやめて、「叩かない・怒鳴らない」と心に決めましょう。

叩かない



怒鳴らない



●「叩かない・怒鳴らない子育て」のちょっとした心掛け

子どもを健やかに育むために、以下のポイントを心掛けながら、子どもに向き合います。

Point 1 イライラは誰でもある

イライラが爆発する前に、気持ちが落ち着くための自分なりの方法を見つけておきましょう。



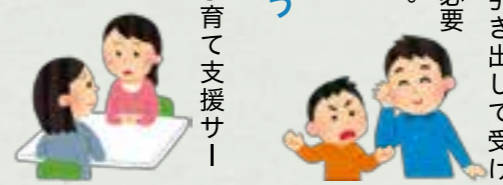
(例) ●深呼吸する ●数を数える ●窓を開けて風に当たるなど

Point 2 子どもの「イヤ」は成長の証し

子どもが反抗する場合は、気持ちを引き出して受け止め、自分で考えて行動できるように、必要に応じて助け船を出してあげましょう。

Point 3 親自身もSOSを出そう

育児の負担を一人で抱え込まずに、子育て支援サービスの利用なども検討し、気軽に相談できる人(親・友人・行政など)を見つけてみましょう。



子育ての相談窓口
児童虐待の通告先

11月は児童虐待防止推進月間です。

児童相談所全国共通ダイヤル
※最寄りの児童相談所につながります

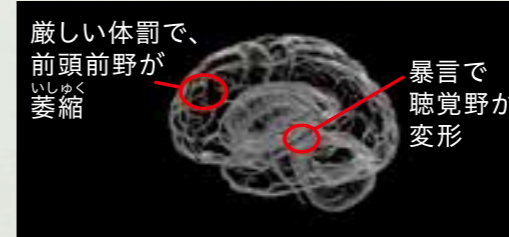
☎189 (いちはやく) (夜間・休日も受け付けます)

子育て支援課
子ども相談室

☎21-1766 (平日8:30~17:15)

叩かただけ、怒鳴られただけでも、子どもの心や脳の発達に大きなダメージを受けることもあります。

子ども時代の辛い体験により傷つく脳



提供:福井大学 友田明美教授

- 厳しい体罰により、前頭前野(社会生活に極めて重要な脳部位)の容積が19.1%減少 (Tomoda A et al., Neuroimage, 2009)
- 言葉の暴力により、聴覚野(声や音を知覚する脳部位)が変形 (Tomoda A et al., Neuroimage, 2011)

Close up 2

住民基本台帳カードなどの有効期限をご確認ください

マイナンバー制度開始に伴い、住民基本台帳カード(住基カード)・宮崎市民カードは平成27年12月28日をもって新規発行を終了しました。今後はマイナンバー(個人番号)カードへの切り替えをお願いします。

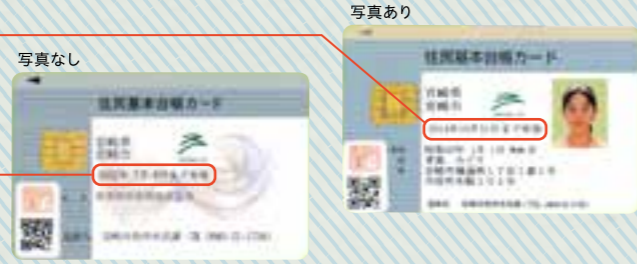
問

市民課
☎21-1756
FAX26-9435

●住民基本台帳カードまたは宮崎市民カード

ご確認ください！

カードには有効期限が記載されています。有効期間満了までは利用可能です。



有効期間 ○カード…10年 ○電子証明…3年(住基カードを持つ人で申請者のみ)

Q 有効期間が満了となった場合は？

●マイナンバー(個人番号)カード



A マイナンバー(個人番号)カードの交付申請をお願いします。

平成27年10月以降、マイナンバーの記載された「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」などが入った封筒が、世帯ごとに簡易書留で送付されています。申請については市民課、総合支所、地域センターの窓口へお問い合わせください。なお、カードの申請から受け取りまでには1カ月程度かかりますのでご注意ください。

有効期間 ○カード…20歳以上は発行日後、10回目の誕生日まで
20歳未満は発行日後、5回目の誕生日まで
○電子証明…発行日後、5回目の誕生日まで

交付を受ける際は、住基カードや宮崎市民カードを返納してください。(住基カード・宮崎市民カードは廃止となります)

主な用途

- 公的な身分証明書
- マイナンバーの確認資料
- コンビニエンスストアなどでの証明書交付
- 電子証明を利用した各種行政手続きのオンライン申請



Q マイナンバーカード以外の方法で印鑑登録証明書が欲しいのですが。

●印鑑登録番号証書



A 「印鑑登録番号証書」を窓口で提示すると印鑑登録証明書の交付を受けることができます。

「印鑑登録番号証書」は、有効期間が満了となったカードを窓口で返納し、交付を受けることができます。初回は無料です。交付の際には、免許証など顔写真付き身分証明書などの提示が必要です。

問

市民課
☎21-1756
FAX26-9435

子育て支援課
☎21-1766
FAX27-0752